

厚生科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
（分担）研究報告書

アルコール関連問題に関する時系列データに関する研究

分担研究者 清水新二 奈良女子大学 教授

研究協力者 廣田真理 国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部研究員

研究協力者 富田美加 茨城県立看護大学専任講師

研究要旨

マクロ時系列統計を利用して、わが国の飲酒ならびに飲酒問題に関する実態をモニタリングし、あわせてアルコール関連問題の予防に資する事を目的に、アルコール関連問題時系列データベース構築を目指した。平成14年度の中心的課題は、前年度に引き続きアルコール関連問題データの補充ならびに更新によって、より精度の高い充実した内容の時系列データベースの構築を進めた。その結果、以下のような時系列推移が明らかとなった

患者動向では、1980年代後半からはアルコール依存症入院患者の減少が、次いで1990年代に入るとアルコール性肝硬変入院患者も減少パターンを示すことが判明した。この他、①長期トレンドとして基本的に減少傾向を示しているのが、過飲による離婚請求申し立て件数であり、②ある時期から明らかな減少パターンを示すものとしては酒類自動販売機設置台数ならびに酔っぱらい保護件数、③減少パターンが停止して横這いあるいは増加パターンに転じたものとしてはアルコール中毒者による犯罪あげられる。④反対に急性アルコール中毒による搬送数はほぼ一貫して増加パターンをたどってきたとみてよい、ことが判明した。

全体的な結論を述べれば、アルコール関連問題への政策的対応としては、アルコール依存症者を主要なターゲットとしてきた従前からのアプローチに加え、社会的飲酒者、とりわけアルコール依存症予備軍といわれる大量飲酒者をターゲットとするポピュレーション・アプローチをもっと明確に位置づけ、取り込む必要があるといえる。

A. 研究目的

マクロ時系列統計を利用して、わが国の飲酒ならびに飲酒問題に関する実態をモニタリングし、あわせてアルコール関連問題の予防に資する事を目的に、アルコール関連問題時系列データベース構築を目指すものである。具体的にはアルコール関連問題に関する各種時系列データソースの探索、確認、資料収集、データ入力という一連の作業を通じて時系列的に構築されたデータベースを援用し、データの加工、管理保守、アクセスサイトの設定などを試み、アルコール関連問題を

モニタリングすると共に、アルコール問題の教育啓発に資するものである。

B. 研究方法

今年度の研究課題として、次の二つを設定した。

(1)アルコール関連問題データの補充ならびに更新によって、より精度の高い充実した内容の時系列データベースの確立、(2)アルコール関連問題トレンドデータのホームページ掲載に向けた準備、の二つである。(1)については、基本的には前年度と同じ手法を踏襲した。概略を記せ

ば、1) 新規関連データのさらなる探索とリストアップ、2) 収集可能年次の範囲確認、3) データの特性確認(データの性質、データ定義ならびに定義改変の有無など)、4) 入手可能性の確認、といった一連の手順を踏んだ後に、時系列データとして入手可能なデータソースを絞り込んだ。

こうして平成13年度に引き続き、アルコール関連問題に関する時系列データの新規探索とデータ入力、そして前年度作業によって確認済みの時系列データの更新・修正作業および未収集だったデータの収集と入力を行い、データベースとしての精度上昇ならびに内容の充実を図った。

(2) については、新たに情報関連の専門家の協力を仰ぎ、収集蓄積したデータをアルコール関連問題サイトとして公開していくにあたっての諸問題の検討(データの管理、データ公開の範囲、データ作成元への公表許可依頼等)、ならびにそのトライアルHPの立ち上げを行った。並行して、分担研究者の所属機関へのHP開設許可申請や、関連サイトのリンク先探索とリンク承諾確認作業を進めた。

今回の研究では、対象がマクロデータであるため、特別な研究倫理的配慮を必要としなかったが、関連サイトのリンク承諾など社会的な道義には配慮を加えた。なお慎重を期して、HPにおけるアルコール関連問題データベースの全面的公開は次年度に予定することとしている。

C. 結果

本年度の作業結果の概略を表1に示した。データは大きく三つのカテゴリーに分けられ、1) 新規に探索したデータならびに昨年度所在を確認済みのデータの補充作成からなる「新規探索・補充作成データ」、2) 昨年構築したデータに平成14年度分データを補充更新した「更新データ」そして3) 最新データが1月 3月といった中途半端なデータのためあるいは入手が困難などで、この時点では手を付けずにおいたデータ、である。この内表1には、「新規探索・補充作成データ」と「更新データ」の一覧を示した。以下に本年度に新規収集され構築されたデータの中からいくつかを選び、読みとれる特徴について述べてみよう。

表1：平成14年度新規探索・補充作成データ

- 1) アルコール関連不慮の事故
- 2) 飲酒者比率(総理府)
- 3) 飲酒者比率(厚生省)
- 4) 飲酒者比率(読売新聞)
- 5) 飲酒習慣者割合(国民栄養調査)
- 6) 急性アルコール中毒者搬送数
- 7) 国民一人あたりアルコール摂取量
- 8) 国民一人あたり純アルコール消費量
- 9) 酒類自販機設置台数
- 10) 酔っぱらい保護件数(全国)
- 11) 酔っぱらい保護件数(東京)
- 12) 精神保健相談・精神保健訪問指導・衛生教育開催数・保健婦家庭訪問延べ人数
- 13) 大量飲酒者推計数
- 14) 未成年飲酒者比率
- 15) 離婚申し立てと飲酒
- 16) 1世帯当り酒類消費金額
- 17) アルコール中毒者検挙人員

「更新データ」

- 1) アルコール関連患者推計数
- 2) アルコール関連死亡者数
- 3) 酒税額と歳入比率
- 4) 酒類製成量
- 5) 課税額
- 6) 飲酒運転取締り件数(違反別交通違反取締状況)
- 7) 輸入・出数量
- 8) 運転免許者数
- 9) 車両保有台数

「手つけずデータ」

- 1) 急性アルコール中毒死者年齢分布(東京都監察医務院)

1. アルコール関連患者推計数

アルコール関連患者の推計数を厚生労働省の「患者調査」データから構築した。前年度報告したアルコール関連死亡者数と同様に、肝硬変、アルコール依存症、アルコール精神病の3つのデータを採取した。ただし1978年、また1995

年にICD分類が改変されており、データの継続一貫性には限界がある。

この限りで見ると、肝硬変を除いては基本的に入院患者数の動向が患者総数を規定していることが分かる(図1～図3:以下図表は末尾参照)。アルコール精神病のみならずアルコール依存症の場合でさえ同様であるが、それでも1980年代後半に入るとアルコール依存症入院患者の数は減少を見せている。

1979年にアルコール性肝硬変が分離分類された肝硬変では、それまでの通院患者の多くが非アルコール性であったことが分かる。他方、1980年代一定していたアルコール性肝硬変入院患者も、1990年代になると減少を見せ始めている。

2. 急性アルコール中毒者搬送数

昨年度は東京都観察医務院データにより急性アルコール中毒死亡統計を報告したが、今回は関連するデータとして東京都消防庁統計をもとに、1978(昭和53)年から2001(平成13)年までを時系列的につないだものが図4である。

これによると、1992年からの数年間は減少したものの、1996年からは再度上昇に転じている。結局、1978年以降ほぼ一貫して搬送者数は増加トレンド似合ったとみていいだろう。この一時的減少がバブル経済の崩壊直後に観察されること、また男子にのみ観察されること、からして大都会における急性アルコール中毒の搬送が、経済環境との関連性を一定程度に示すことが窺われる。しかしうち続く経済不況にもかかわらず、1990年代後半には再度男子の搬送数は増加を示しており、経済環境の影響はあくまでも一時的なものにとどまったと言うべきだろう。女子は大きな変動を見せないが、これまた一貫して着実に増加を示していることが注目される。

3. 酒類自動販売機設置台数

1970年代に現れた酒類自販機は、1970年の10,800台から、1980年には163,400台と16倍の急増ぶりであった。1988年にはピークに達し、20万台の大台を越えた。その後は少しの間横這いを示したが、やがて漸減期に入り、1996年か

ら1997年に顕著な減少を示した後、急速に減少を見せている。2001年にはとうとう10万台を切る水準に至っている(図5)。

世界に冠たる酒類の自動販売機として国際的にも疑問が寄せられてきた問題だが、一つには経済環境の悪化がある。二つには、経済を始めとする規制緩和の流れの中で、自ら酒類自販機撤廃を掲げ、その代わりに酒類販売の免許制を維持しようとした業界の動き、そして第三にアルコール問題対策の一環として酒類自販機撤廃を求めてきた市民運動などの影響が共合してのことであろう。

4. アルコール中毒者の犯罪

次に法務省統計から「罪種別被疑者の精神障害等の有無別検挙人員」をもとに、この内の「アルコール中毒者」を取り出した結果を図6に示す。この統計は、飲酒の影響下での犯罪とは異なる点に注意が必要である。

全体的傾向としては、減少トレンドであったものの、1990年代にはいると減少トレンドは横這いに転じている(図6)。様々な人による犯罪が増え、近年では検挙率も目立って低下しており、その中での動きであることを理解しておくことが肝要である。

「アルコール中毒者」に多い罪種は窃盗犯である。これに傷害を中心とした粗暴犯、そしてその大部分が詐欺からなる知能犯が次いでいる。

5. 酔っぱらい保護件数

基本的に泥酔者を扱う警職法と、酩酊者を扱う酩酊者規制法の二つがデータソースとして確認された。全国統計は昭和45年以降が、警察庁統計から入手された。一方東京の警視庁からの統計では、昭和35年以降が入手できたため、この2本立てで以下結果を紹介する。

全国データを示した図7からは、1)ほぼ一貫して泥酔者保護も酩酊者保護も減少してきたこと、2)特に昭和50年代にこの減少傾向が顕著なこと、3)警察が取り扱う酔っぱらい保護は主に泥酔者であり、通称「トラ箱」と呼ばれる保護対応であることがわかる。

次いで大都市地域の場合について、警視庁統計

を見たのが図8であるが、まったく異なる傾向が現出する。すなわち、昭和40年代までは酔っぱらい保護が増加トレンドにあったのであり、上記1)の減少トレンドには注釈ないしは限定化が必要となることが判明した。ただし、昭和50年以降は全国も東京同様のトレンドパターンにある。この相反するトレンドが、時代的な相違によるものか、大都市部特有の地域的特質によるものかを知るには、いまま少しデータ探索が必要となる。

6. 不慮の事故死亡

上記の酔っぱらい保護とも関連するが、交通事故を除いた各種の不慮の事故死亡中に占める飲酒者の割合を図9に示した。当然高齢者よりも成人層に飲酒者割合が高い。また不慮の事故死亡種類別では、成人層では溺死(43.4%)が目立っており、65歳以上の高齢層では墜落死(16.5%)と溺死(12.1%)が比較的によく見られる。

この統計は厚生労働省の人口動態社会経済面調査報告から入手したため、特定年のテーマとして取り上げられたにすぎない。したがって、時系列データではないものの、貴重な統計データであると判断し、アルコール関連問題データベースに特別収録した。

7. 離婚請求と飲酒問題

アルコール関連問題がもたらす生活障害の中心的なものに家族解体がある。マクロ統計でこの側面を見るとなると、司法統計中の離婚申し立て動機統計と言うことになる。

図10は平成13年について、夫・妻それぞれから申し立てられた離婚動機(3つまで選択可)を示したものである。これによると、「酒を飲みすぎる」との理由があげられたケースは、夫からの場合2.3%に過ぎないが、妻側からは10.1%となっている。必ずしも過飲が伴うわけではないものの、大いに関連が推測される「暴力をふるう」では、夫からが5.6%、妻からは30.2%となっている。

図11は、これを継時データとして昭和45年から平成13年までの期間を通じて、「酒を飲みすぎる」ならびに「暴力をふるう」の二つについて、妻側からの離婚申し立て中に占める比率を示

したものである。両者とも類似のトレンドをみせ、長期的にはほぼ5%~10%内での漸減傾向にあるといえる。

D. 考察

本年度は昨年度に引き続き、アルコール関連問題に関するマクロ時系列データの新規探索と更新・補充作業および未収集だったデータの収集と入力を行なった。これにより、データベースとしての精度上昇ならびに一層の内容の充実が図られた。

本報告では、その内のいくつかを、具体的にはアルコール関連患者推計数、急性アルコール中毒者搬送数、酒類自動販売機設置台数、アルコール中毒者の犯罪、酔っぱらい保護件数と不慮の事故、さらに離婚請求と飲酒問題などを中心に成果を紹介した。

既に結果を述べた際にも断片的に触れたが、時系列データとして構築してみると、アルコール関連問題が社会経済的な環境変化と少なからぬ関連を持っていそうなことが窺われた。今回は社会経済的トレンドデータを研究対象として扱わないため収集していないが、GDP、失業率、都市化率などはおそらく相当に高い相関性を示すのではないかと推測される。こうしたマクロな観点からアルコール関連問題を捉え直すことは、政策的にも新たな見方を提供してくれる可能性を示唆している。

またこれまで死亡統計や患者統計、あるいはせいぜい酒類消費量統計が利用されてきたアルコール関連問題へのアプローチであった。しかし、実は丹念に探索することによって、犯罪関係、酔っぱらいや離婚などの生活障害関係など、より幅広い多様な関連統計が既存データとして存在し、利用できることが判明した。そしてこれらのマクロ時系列統計は、問題の背景を考え、対策を検討するにあたって寄与するところ大きいことが示唆される。

以上に関連して具体的に1点だけ触れておく。既にアルコール依存症入院患者の病態像の軽症化が指摘され、プレアルコホリクス処遇が今後の課題とされている(清水ほか,1999)。今回のマクロ時系列統計データ分析が示すものも、類似の

動向を示すものと理解される。すなわち、アルコール関連問題が一部の重篤なアルコール依存症者によって引き起こされているに留まらず、その数値のスケールから見てごく一般の社会的飲酒者も各種のアルコール関連問題の生成には少なからず関与していることが考えられることである。いわゆるポピュレーション・アプローチが、ハイリスク・グループへの予防的介入とあわせて、特に必要な問題領域であることが理解されるのである。

E. 結論

平成14年度におけるアルコール関連問題のデータベース構築の拡張、補充作業によって、以下のような時系列推移が明らかとなった

1. 患者動向では、1980年代後半からはアルコール依存症入院患者の減少が、次いでは1990年代に入るとアルコール性肝硬変入院患者も減少パターンを示すことが判明した。
2. この他、①長期トレンドとして基本的に減少傾向を示しているのが、過飲による離婚請求申し立て件数であり、②ある時期から明らかな減少パターンを示すものとしては酒類自動販売機設置台数ならびに酔っぱらい保護件数、③減少パターンが停止して横這いあるいは増加パターンに転じたものとしてはアルコール中毒者による犯罪あげられる。④反対に急性アルコール中毒による搬送数はほぼ一貫して増加パターンをたどってきたとみてよい、ことが判明した。
3. これらのマクロ時系列統計データが指し示すところは、おそらく時代時代の社会・経済的環境とは無縁ではないと考えられるが、そうした分析は今後の課題である。

4. 全体的な結論を述べれば、アルコール関連問題への政策的対応としては、アルコール依存症者を主要なターゲットとしてきた従前からのアプローチに加え、社会的飲酒者、とりわけアルコール依存症予備軍といわれる大量飲酒者をターゲットとするポピュレーション・アプローチをもっと明確に位置づけ、取り込む必要性があるといえる。

参考文献

清水新二・藤原真理・白坂友信・坂本隆・加藤元一郎・山名純一・今道裕之・前岡邦彦・伊藤高・竹元隆洋、1999、アルコール依存症の軽症化をめぐる一全国8精神病院調査より、精神神経学雑誌、101(5)、411-426。

F. 研究発表

1. 著書

清水新二、2003、アルコール関連問題の社会病理学的研究、ミネルヴァ書房。

2. 学会発表

清水新二、2003、アルコール医療問題の停滞と展望—ハンガリーの場合を手がかりに—第9回日本アルコール関連問題学会、大阪。

清水新二・金 東洙、2002、「成人人口における飲酒モニタリング研究：第1報—飲酒行動—」第37回日本アルコール関連問題学会、東京。

金 東洙・清水新二、2002、「成人人口における飲酒モニタリング研究：第2報—ストレスと飲酒—」第37回日本アルコール関連問題学会、東京。

図1: アルコール依存症患者数推移

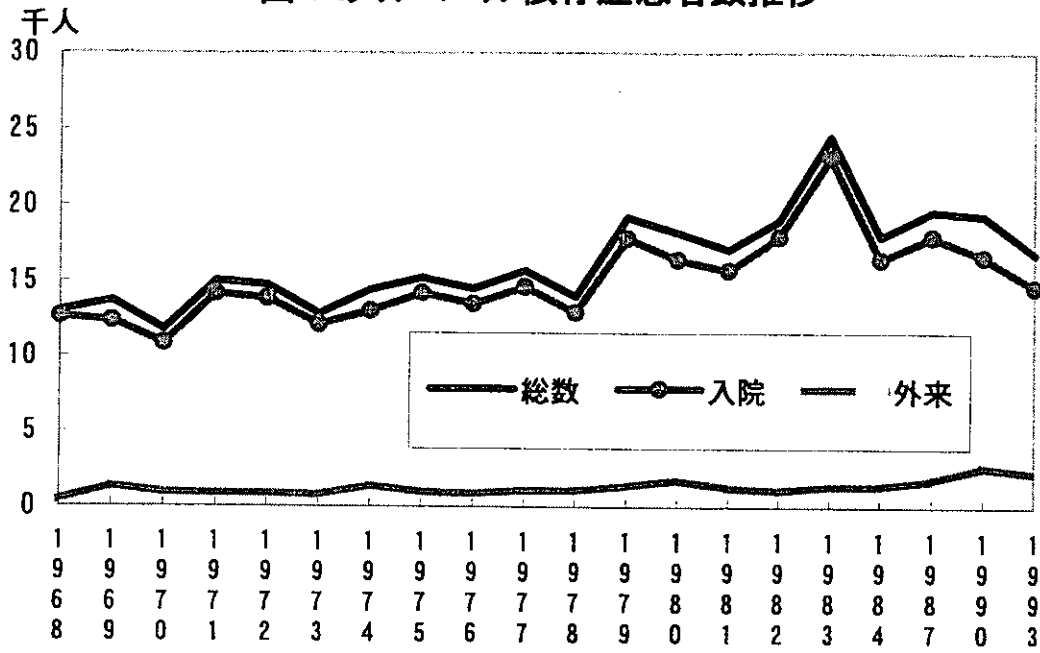


図2: アルコール精神病患者数推移

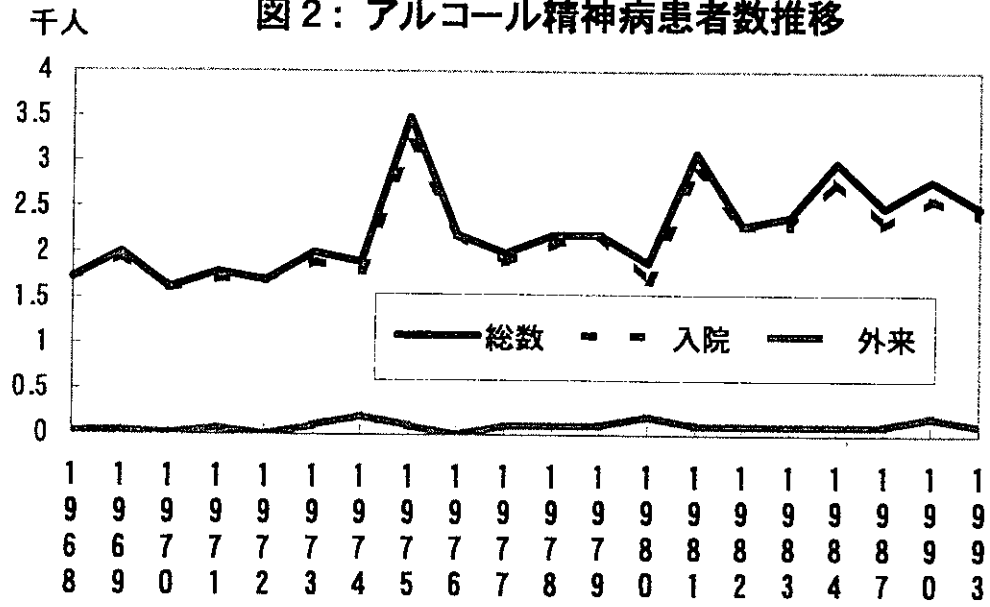


図3：肝硬変患者数推移

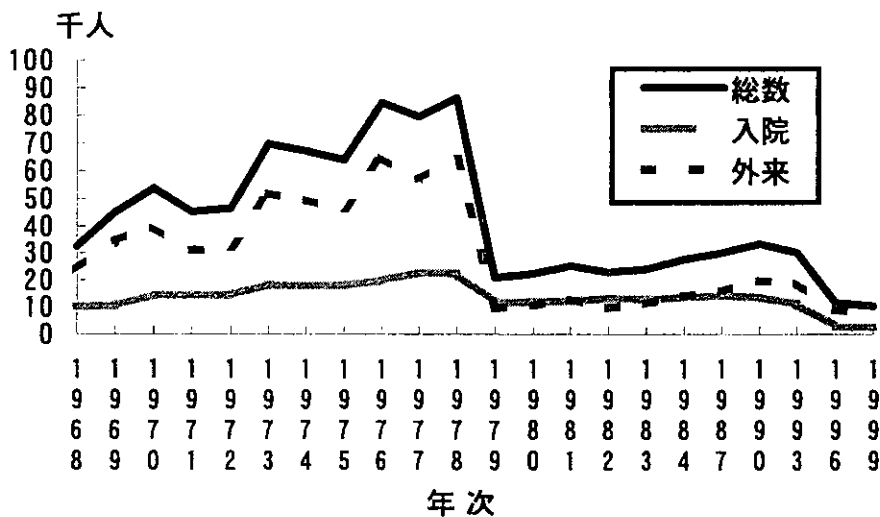


図4：急性アルコール中毒搬送人数推移(東京都)

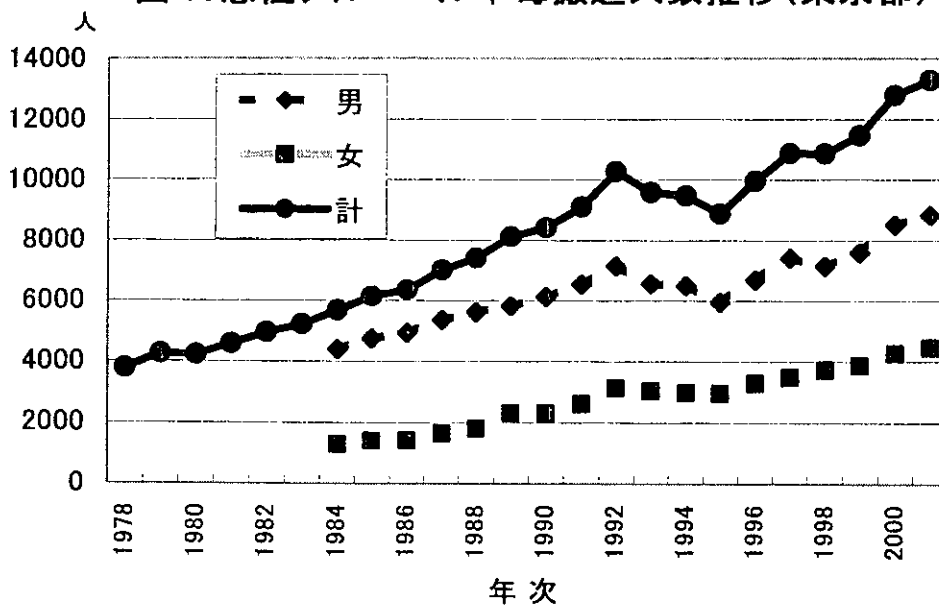


図5：酒類自動販売機設置台数
(1970—2001)

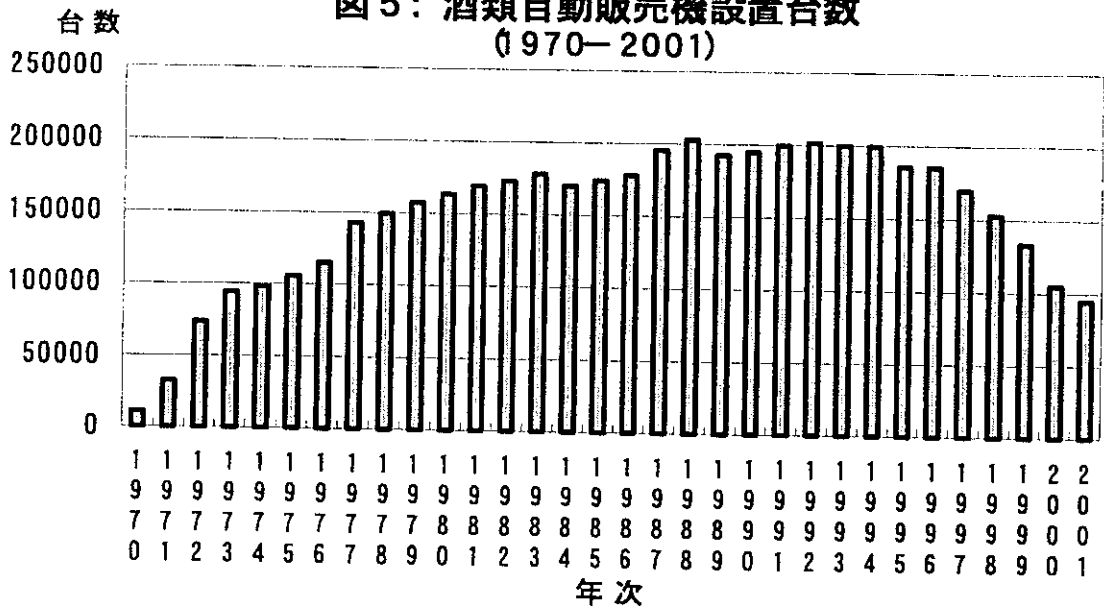


図6：アルコール中毒者の犯罪

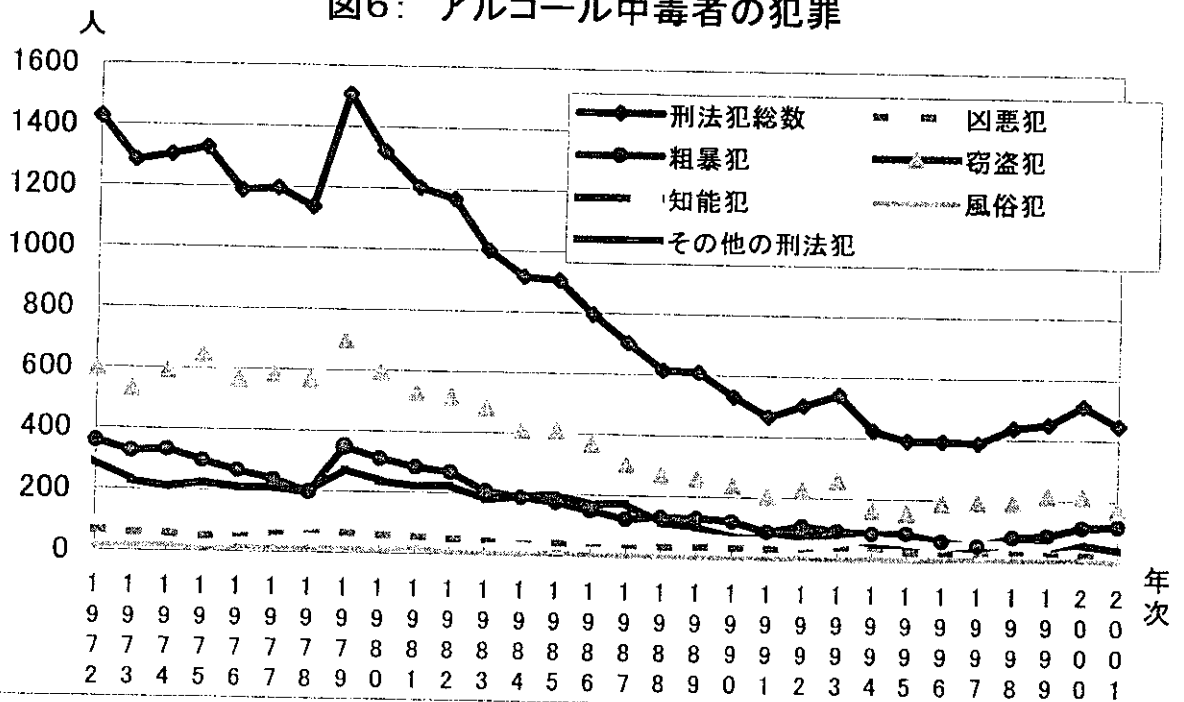


図7: 酔っ払い保護件数(全国)

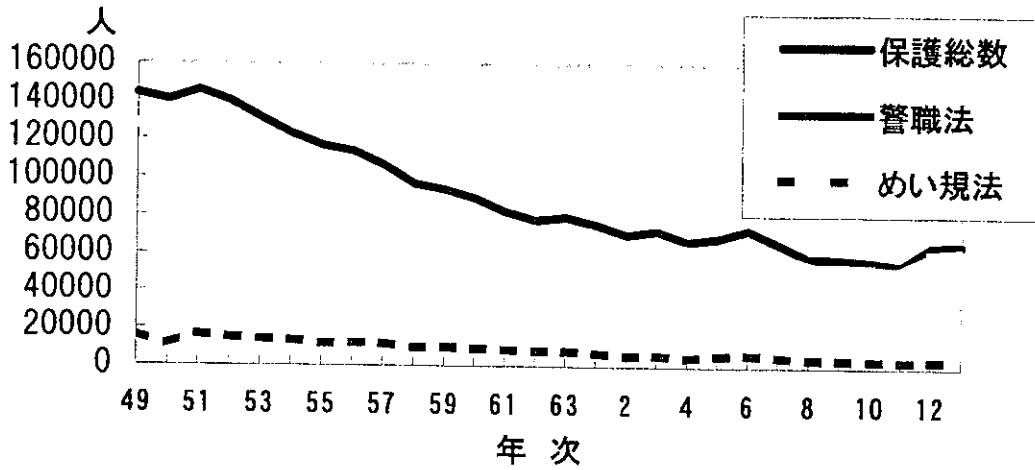


図8: 酔っ払い保護件数(東京)

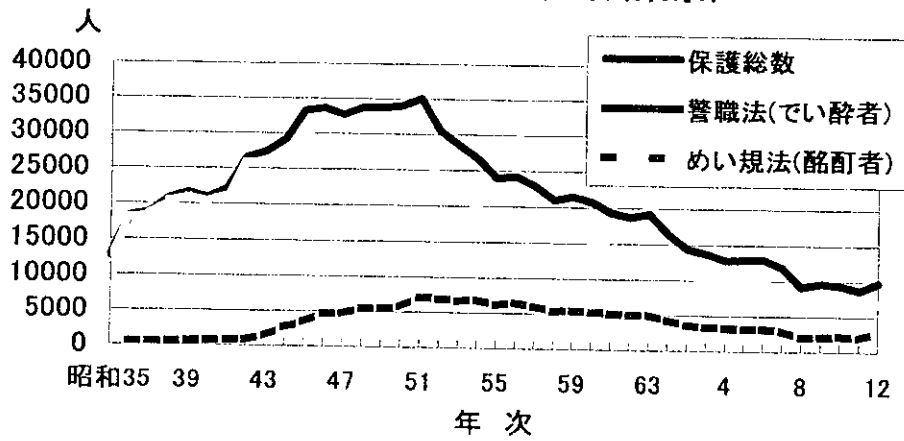


図9: 交通事故を除く不慮の事故飲酒者割合 (昭和52年)

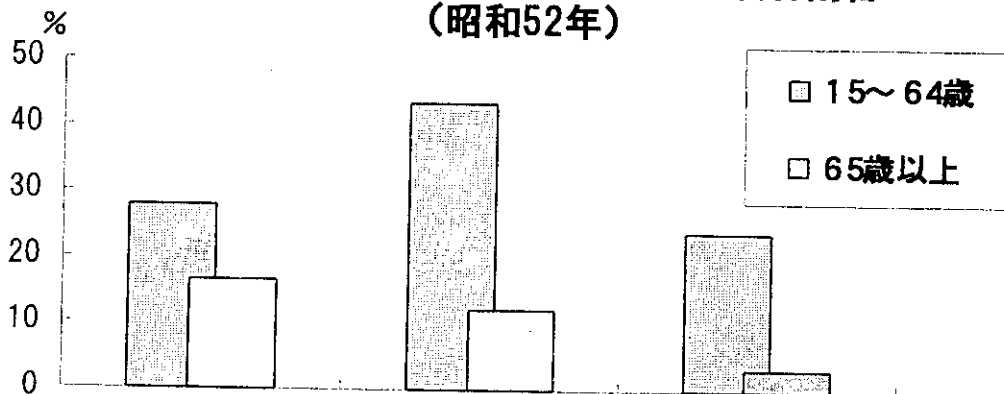


図10: 離婚申し立て理由(平成13年)

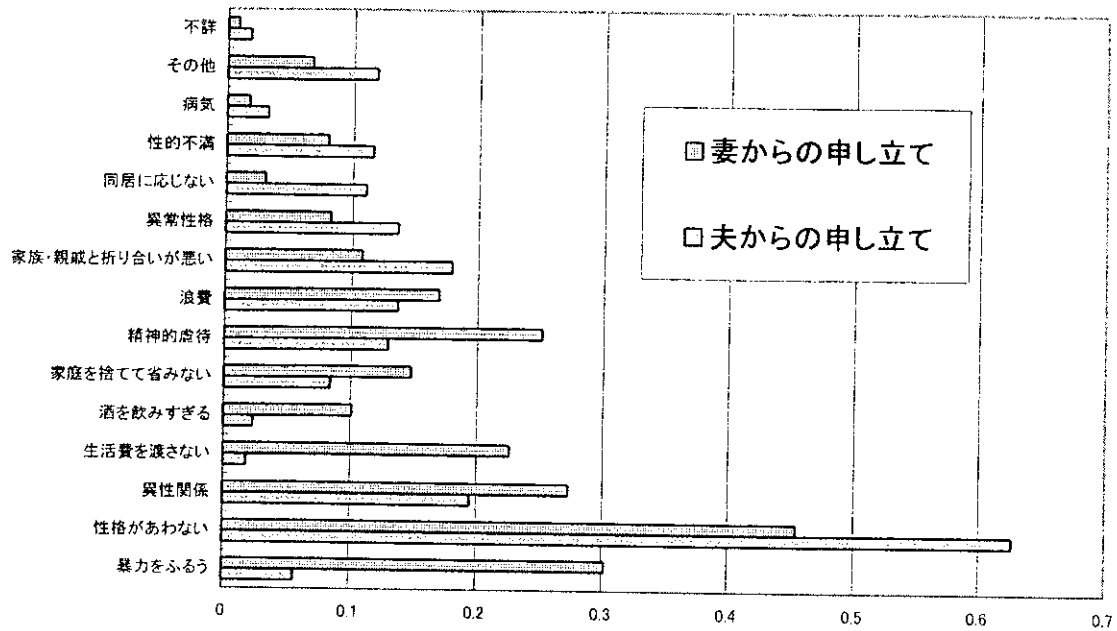
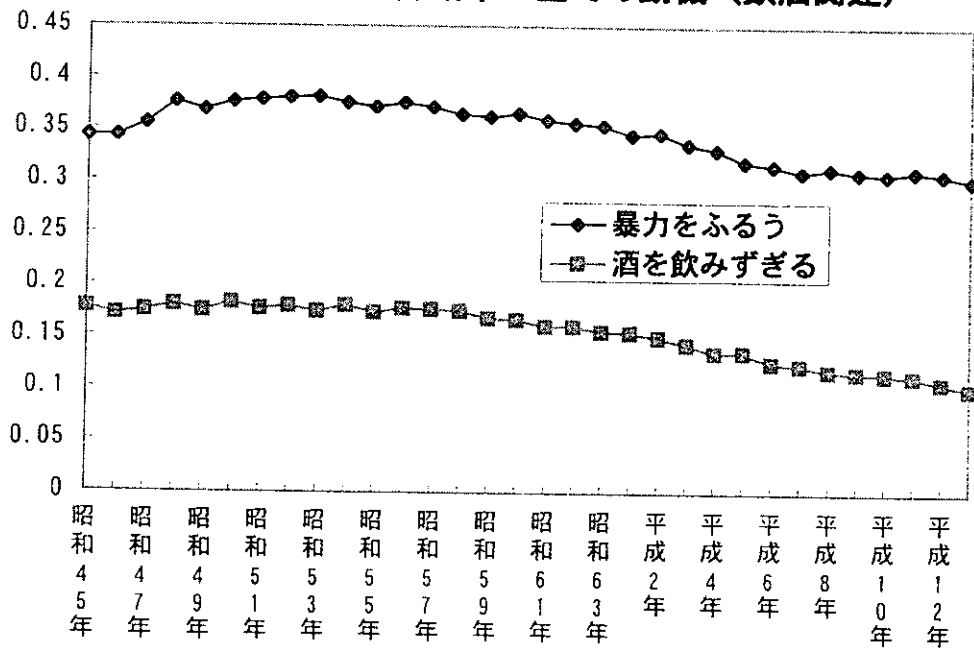


図12: 妻からの離婚申し立ての動機(飲酒関連)



アルコール関連問題と家庭内暴力に関する研究
分担研究者 吉野 相英 防衛医科大学校助教授

A. 研究目的

アルコールと家庭内暴力、特にアルコールと児童虐待の関係には2つの様相がある。第1は両親のアルコール乱用が児童虐待と関連している可能性。第2に被虐待体験がその後のアルコール関連問題の発症危険因子となる可能性の2点である。さらに、アルコール問題と児童虐待の間に相互関係性がある場合、それを媒介する因子は何かということも問題となろう。本年度は上記の問題について文献調査を実施した。

B. 研究方法

上述のテーマを扱っている2002年までの英語論文について文献調査を実施した。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、育児放棄、精神的虐待などに分けられるが今年度は身体的虐待に焦点を当てて調査した。

C. 研究結果

1) 両親のアルコール乱用と児童虐待の関連性

Downsら(1)は一般人口の女性を対象にこの問題を遡及的に調査した。RDCによって診断された両親のアルコール問題とConflict Tactics Scale (CTS)(2)によって評価された幼児期の身体的虐待の関連性を検討し、両者には明らかな関連があることを報告した。仮釈放中の男性を対象とした同様の調査でも両者の明らかな関連性が報告されている(3)。しかし、最近のより厳密な調査では結果は一致していない。Ammermanら(4)はアルコール問題のある母親は児童虐待しやすいことを報告しているが、一方Harterら(5)は大学生を対象とした調査で児童虐待と親のアルコール問題の関連性を見出すことができなかった。

アルコール問題と暴力の結びつきを説明するため

の様々な仮説が提唱されている(6)。認知障害仮説は自身に対する攻撃は過大評価し、自身から他者に向けた攻撃は過小評価してしまうような認知の障害が大量飲酒によって生じると考える。逸脱否認仮説では加害者は暴力を飲酒による酩酊のせいに帰し、暴力についての個人的責任を回避しようとする傾向があることから提唱されている。脱抑制仮説はアルコールの薬理学的作用によって暴力が生じやすくなると仮説する。

2) 被虐待体験とアルコール依存発症の関連性

Strausら(7)は一般人口を対象に遡及的調査を実施し、思春期に激しい身体的虐待を受けていた群では飲酒量が増大していることを報告した。Holmesら(8)はアルコール依存症者では対照群に比べ、より激しい暴力を両親から受けていたと報告した。米国軍精神科病院での調査でも身体的暴力を受けたことのある患者はアルコール依存の診断率が明らかに高かった(9)。以上のように遡及的調査の多くが被虐待体験がアルコール依存の発症危険因子となりうることを報告している。しかし、Widomら(10)による前向き研究ではこの関係性は実証されていない。この前向き研究では対象が児童虐待の情報を裁判記録だけから得ているという問題がある。

被虐待体験がアルコール依存の発症危険因子となる理由を説明するためにいくつかの仮説が提唱されている(6)。コーピング仮説では被虐待体験のある成人では抑うつ状態を合併しやすかったり、自己評価が低くなりがちで、自己治療のために飲酒してしまうと仮説する。外向性行動仮説では被虐待体験のある青年では非服従、攻撃性、非行といった問題が生じやすく、非行の一環としてアルコールや薬物を乱用すると仮説する。PTSD仮説では被虐待体験によってPTSDが生じ、過覚醒やフラッシュバック

クを回避するためにアルコールを乱用すると仮説する。

D. 考察

直感的には親のアルコール問題と児童虐待が関連していると考えられるにもかかわらず、まだ十分な証拠は揃っていないようである。おそらく、対象群の人口学的特長や対象とする児童虐待の種類によっても結果が異なってくる可能性がある。アルコール問題と児童虐待を連鎖させる因子としていくつかの仮説が提唱されているが、いずれも充分検討されてはおらず、特に逸脱否認仮説や脱抑制仮説については否定的な報告も少なくない(11)。

被虐待体験とその後のアルコール依存発症の関連については遡及的研究では肯定され、前向き研究では否定されているという矛盾がある。これも対象群の人口学的特性や児童虐待・アルコール問題の定義の仕方によって結果が異なってくる可能性がある。

来年度は今回の文献調査の結果をもとにより妥当な家庭内暴力とアルコール問題の調査方法を考案し、実際の調査を開始する。

E. 文献

1. Downs WR, Miller BA: Intergenerational links between childhood abuse and alcohol-related problems, in *Alcohol Problems in the Community*. Edited by Harrison L. London: Routledge Press, 1995, pp 14-51
2. Straus MA, Gelles RJ, Steinmetz SK: *Behind Closed Doors: Violence in the American Family*. Garden City, NJ, Anchor Book, 1980
3. Miller BA: The interrelationships between alcohol and drugs and family violence, in *Drugs and Violence: Causes, Correlated, and Consequences*. Monograph 103 (DHHS Publication No. ADM-90-1721). Edited by De La Rosa M, Lambert EY, Gropper B. Rockville, MD: National Institute on Drug Abuse, 1990, pp 177-207

4. Ammerman RT, Kolko DJ, Kirisci L, Blackson TC, Dawes MA: Child abuse potential in parents with histories of substance use disorder. *Child Abuse Neglect* 1999; 23: 1225-1238
5. Harter SL, Taylor TL: Parental alcoholism, child abuse, and adult adjustment. *J Substance Abuse* 2000; 11:31-44
6. Miller BA, Maguin E, Downs WR: Alcohol, drugs, and violence in children's lives, in *Recent Development in Alcoholism*, vol 13. Edited by Galanter M. New York, Plenum Press, 1997, pp 357-385
7. Straus MA, Kantor GK: Corporal punishment of adolescents by parents: A risk factor in the epidemiology of depression, suicide, alcohol abuse, child abuse, and wife beating. *Adolescence* 1994; 29:543-561
8. Holmes SJ, Robins LN: The role of parental disciplinary practices in the development of depression and alcoholism. *Psychiatry* 1988; 51:24-36
9. Brown GR, Anderson B: Psychiatric morbidity in adult inpatients with childhood histories of sexual and physical abuse. *Am J Psychiatry* 1991; 148:55-61
10. Widom CS, Ireland T, Glynn PJ: Alcohol abuse in abused and neglected children followed-up: Are they at increased risk? *J Stud Alcohol* 1995; 56:207-217
11. Leonard KE: Alcohol's role in domestic violence: A contributing cause or an excuse? *Acta Psychiat Scand* 2002; 106 (suppl 412):9-14

F. 研究協力者

吉村直記 (駒木野病院)